



渇水対策を行う農業者などの負担を軽減 農作物等渇水対策を実施します

梅雨時期の少雨により、中山間地域の一部で水不足が発生し、水稻^{しゅつすい}出穂期に向けた用水の不足や園芸作物の生育不良、養鯉池の水位低下などによる被害が懸念されます。

長岡市は、営農や事業継続に向けて負担の軽減を図るため、緊急に市内の農業者および養鯉業者へかん水（水やり）に係る費用の一部を支援します。

つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、広く周知にご協力いただくようお願いいたします。

農作物等渇水対策事業補助金

1 支援対象者

かん水実施必要面積が下記の表に該当する市内在住の農業者および養鯉業者

区分	対象要件
水稻	令和7年度水稻作付面積の30%以上または30a以上のいずれか
園芸	令和7年度園芸作物作付面積10a以上
錦鯉	令和7年度総野池面積の30%以上または30a以上のいずれか

2 補助対象経費

かん水用に緊急配備したポンプなどの購入または借り上げに要した経費、およびこれら運転に要する経費

補助対象品目等
1. ポンプ車等の借り上げ
2. ポンプの借り上げ
3. ポンプの購入費
4. ホースの購入費
5. ポリタンク（5000以上）の購入費
6. ポンプおよび発電機の運転に要した燃料費

3 補助率 補助対象経費の50%以内に相当する額（上限100,000円）

4 対象期間 7月18日（金）～9月10日（水）

5 申し込み方法

9月30日（火）までに必要書類を農水産政策課、各地域事務所、各支所地域振興・市民生活課に提出してください。

必要な関係書類について、詳しくはホームページをご確認ください。

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate04/shinkou/drought.html>